

# 区分所有建築物の耐震改修の必要性に係る認定について

地震に対する安全性が十分でない区分所有建築物（分譲マンション等）は、「耐震改修の必要性に係る認定」を受けることができます。

この認定を受けることで、大規模な耐震改修工事により共用部分を変更する場合の決議要件を緩和することができます。（区分所有法の特例：決議要件を3/4以上→1/2超）

申請に必要な書類をご提出いただくと、認定通知書の発行をおこないます。申請窓口は、すまいるネット（神戸市すまいの安心支援センター）です。

## 1. 対象建築物

- ・ 区分所有建築物
- ・ 耐震診断の結果、耐震改修の必要があるもの

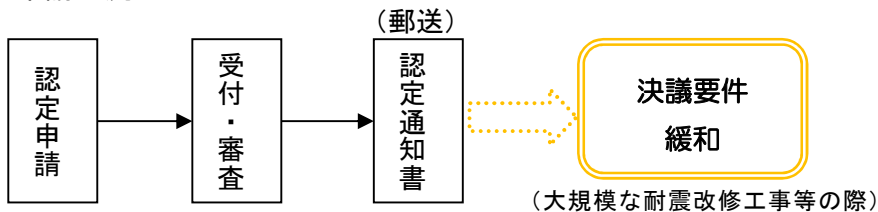


## 2. 認定の申請について

### (1) 受付窓口

すまいるネット（神戸市すまいの安心支援センター）

### (2) 申請の流れ



申請に必要な書類、具体的な手続き等については、すまいるネットまでお問合せください。

認定の申請手数料及び認定通知書の発行手数料は無料としていますが、別途、建築士の書類作成費用や第三者機関の評価取得費用等が必要な場合があります。

## 3. 問い合わせ先

すまいるネット（神戸市すまいの安心支援センター）

受付時間：午前10時00分から午後5時00分まで

定休日：水・日曜、祝日（年末年始、ゴールデンウィーク、お盆等）

住所：神戸市長田区二葉町5丁目1番1号 アスタくにつか5番館2階

電話番号：078-647-9933

FAX：078-647-9912